

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人馬島福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員の報酬は、別表1による。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

(役員報酬の支給)

第4条 役員報酬は、前月11日から当月10日までの役員報酬を当該月の25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げる。

2 月の途中で役員に就任したとき、月の途中で役員を退任したとき、又は死亡したときは、役員報酬は日割り計算により算出して得た額とする。

3 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成22年4月1日より適用する。

第1次改定 平成25年3月23日改定 平成25年4月1日施行

第2次改定 平成26年3月22日改定 平成26年4月1日施行

第3次改定 平成28年3月26日改定 平成28年4月1日施行

第4次改定 令和元年6月15日改定 令和元年7月1日施行

第5次改定 令和3年4月19日改定 令和3年4月1日遡及適用

別表1 (月額)

名 称	報 酬
理事長	200,000円
常勤役員	450,000円